



12/  
2~

## マイナ保険証がなくても これまでどおりの医療が受けられます

国民健康保険・  
後期高齢者医療  
の方へ

現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

### マイナ保険証<sup>\*</sup>をお持ちでない方へ

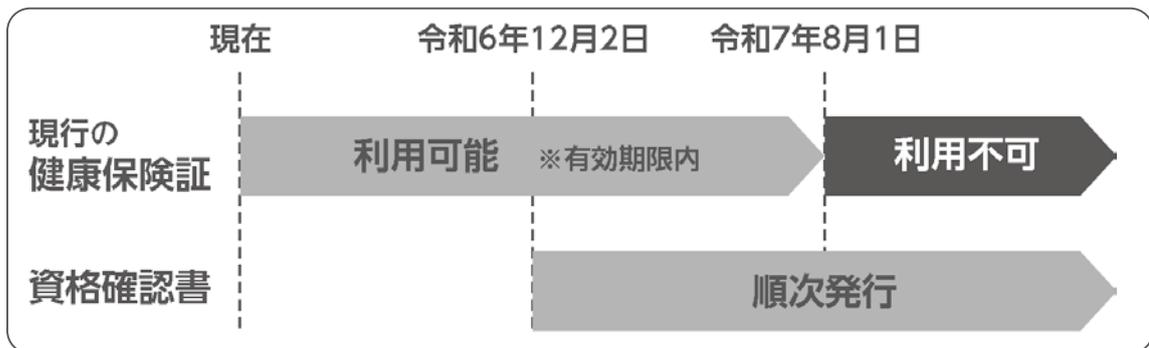
※マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの

#### ✓ 「健康保険証」は有効期限まで利用可能です

12月2日時点で有効な健康保険証は、記載の有効期限まで利用可能です。 ※最長で令和7年7月31日まで

#### ✓ 「資格確認書」を発行します

- ▷健康保険証の有効期限が切れる前に、現行の健康保険証と同様に使える資格確認書を発行します。
- ▷12月2日以降に新規に資格を取得する場合や健康保険証の再発行をする場合、資格確認書を発行します(後期高齢者医療の方は、令和7年7月31日までは暫定的にすべての方に発行)。



マイナンバー総合フリーダイヤル  
(☎0120-95-0178)

受付時間(年末年始を除く)

▷平日=9時30分~20時

▷土日祝=9時30分~17時30分

マイナンバーカードの健康保険証  
利用に関する問い合わせはこちら

### マイナ保険証をご利用ください

#### ✓ より良い医療を受けることができます

薬剤情報等の提供に同意すると、過去に処方された薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。

#### ✓ 窓口で限度額以上の支払いが不要になります

手続きなしで、高額療養費などの限度額を超える分を支払う必要がなくなります。  
紙の限度額適用認定証や標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請は、必要ありません。

#### ✓ 就職・転職、引っ越し後もそのまま使えます

就職・転職、引っ越し等で保険が変更になった場合でも、新しい保険者での手続きが完了後、引き続きマイナ保険証で医療機関等を受診できます。

※保険者への加入・脱退の手続きは必要です

国民健康保険課(▷国保(資格のこと)=☎231-1930

▷国保(受診のこと)=☎231-1668 ▷後期=☎231-1306)

